

北海道外の医療機関等で産婦健康診査を受診される方の 受診方法と費用の払戻しについて

対象者

産婦健康診査の受診日から、助成の申請時まで苫小牧市に住民登録のある方

受診方法

北海道外で産婦健康診査を受ける場合、医療機関に「苫小牧市在住者の産婦健康診査を実施する医療機関の方へ」、「産婦健康診査受診票（北海道外用）」、「問診票」、「返信用封筒」を提出の上、受診してください。

助成対象

出産後2週間前後、出産後1か月前後に受診した産婦健康診査（一人最大2回）

健診項目：問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、こころの健康チェック

- ※ 上記の項目すべて実施していない場合は、払戻しの対象になりません。
- ※ 上記以外の検査や治療等は、払戻しの対象となりません。
- ※ 健康保険を適用した健診費用は、払戻しの対象となりません。

助成金額

健診に要した額と5,000円（上限金額）のうち、いずれか低い額となります。

申請期限

産婦健康診査受診日から1年以内となります。

申請方法

申請書に必要事項をご記入の上、市役所健康支援課へご提出ください。

- ※ 郵送での申請も可能ですが、必ず事前にご相談願います。

申請に必要な持ち物

- ・母子健康手帳
- ・産婦健康診査の領収書と診療明細書（健診費用が確認できる書類）
- ・産婦健康診査受診票（北海道外用）
 - ※ 健診年月日、検査項目の実施の有無、診察結果、医療機関名、担当医師等が記載されていること。医療機関発行の同内容が記載されている様式でも可。
- ・苫小牧市産婦健康診査受診票（交付を受け未使用のもの）
- ・産婦ご本人名義の通帳

＜お問い合わせ＞

苫小牧市健康こども部健康支援課

電話：0144-32-6407 FAX：0144-32-4322

E-mail：kenkosien@city.tomakomai.hokkaido.jp

